

平成 2 2 年第一回都議会定例会

監 査 委 員 報 告

平成 2 2 年 2 月 2 4 日

監査委員を代表いたしまして、過去 1 年間に実施した監査の結果について、報告申し上げます。

監査委員の役割は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう監査することにあります。

年間を通じて、定例監査、行政監査、工事監査、財政援助団体等監査、決算審査、住民監査請求など多岐にわたる監査を実施しております。

また、新公会計制度に基づいて作成された東京都財務諸表監査の実施を始めて 3 年目を迎えました。

この 1 年間は、7 1 7 か所で監査を実施し、問題点の指摘は 3 2 3 件、金額は、指摘の中で明示されているものだけを見ても約 4 億 9 千万円あります。

はじめに、定例監査から申し上げます。

定例監査は、都の行財政全般を対象とした最も基本的な監査です。本庁のすべての部と事業所の約半数、計 4 8 4 か所を対象として、事務、事業が適正に行われているかについて、監査を実施いたしました。

今回は、「消耗品等の購入契約」を監査の重点項目として監査を行った

結果、物品を納入させた後に、契約関係書類を作成して代金を支払っているものなど、適正な契約手続を行っていないものが13件認められました。

このような事務処理が継続して行われることは、事故発生の虞れが危惧され、ひいては都民の信頼をも損ないかねないものです。契約事務手続の再確認やチェック体制の強化、研修の実施などを通じて、適宜適切な対策を講じるよう求めました。

その他、パソコンのリース契約に関する事例など、合計112件の指摘を行い、改善を求めました。

次に、行政監査について申し上げます。

行政監査は、都の特定の事務や事業を対象として、経済的、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼として行う監査であります。

今回は、都立学校の経営、水道事業における監理団体への業務委託及び東京港臨海地域における公の施設の管理運営の3点について、監査を実施しました。その結果、合わせて116件に及ぶ問題点が認められましたので指摘をしております。

まず、「都立学校の経営について」は、学校経営上の問題点を明らかにすること等を目的として、今回初めて私費に係る事務処理が適切である

かについて監査を行ったほか、転学や中途退学の状況を把握し、対策を効果的に行っているか、図書館など学校施設の管理運営は適切か、の3点にわたり監査を実施しました。

その結果、それぞれについて改善を要する点が認められたため、学校長のリーダーシップのもと学校を挙げて、改善に向けた取り組みを行うとともに、本庁の適切な指導やシステム改善を行うことを求めました。

次に、「水道事業における監理団体への業務委託について」でございます。

水道局では、局と監理団体との協働による一体的事業運営体制を構築しているところであります。

そこで、今回、委託業務の執行状況や局の指導監督の状況について検証したところ、料金徴収事務や給水装置の工事に関する不適正な事例など、改善を要する様々な事例が認められました。

そのため、業務執行の適正化を図ることはもとより、業務に当たる監理団体の管理部門及び局による十分な指導、監督を求めました。

次に、「東京港臨海地域における公の施設の管理運営について」は、海上公園など、臨海地域の公の施設への指定管理者制度の導入効果等につ

いて検証いたしました。

その結果、実施結果の検証が不十分である事例や、施設管理や利用料金、委託料等について、改善を要する事例が認められたため、指定管理者及び局に対して、適切な施設管理や利用者の立場に立った施設の利用促進に向けて、その改善に取り組んでいくよう求めました。

次に、工事監査について申し上げます。

工事監査は、全局における100万円以上の工事を対象として、その約1割、1,716件について実施しました。

街路整備工事などにおける、合計で約7,943万円の過大積算や、設計、施工等の指摘について、技術力の確保やチェック体制の強化を求めました。

また、今回、工事の円滑な履行に向けて、「安全への取組み」を重点監査事項として検証した結果、設計や施工に当たり、安全措置が講じられていない事例などが認められたため、関係法令の遵守の徹底、請負者に対する指導・監督の強化等を求めました。

次に、都の出資団体や補助金交付団体に対する監査について申し上げます。

監査を実施したのは、出資団体 15 団体及び補助金交付団体 163 団体であります。

出資団体に対する監査では、都と団体の間で財産の帰属について、取扱いを適切に行うよう求めるなどの指摘を行いました。

また、補助金交付団体である私立学校や社会福祉施設に対し、過大に交付された補助金の返還を求めました。

次に、決算審査について申し上げます。

平成 20 年度決算について、主に法令等に基づき適正に執行されているかという合規性の観点から監査を行い、決算計数を確認するとともに、予算執行や資金管理、財産管理の面から検証しました。その結果、財産に関する調書において、建物で約 14,000 平方メートル、土地で約 3,800 平方メートルの登載の誤りがあり、現在高の把握を適正に行うよう求めました。

次に、随時監査について申し上げます。

東京オリンピック・パラリンピック招致活動に係る経費の用途について、都民の高い関心を考慮し、定例の監査の実施とは別に、招致本部の事業と特定非営利活動法人である招致委員会における都補助金にかかる

事業を対象として、監査を実施しました。

着眼点ごとに定めた監査手続に従い実施した結果、概ね適正に執行されていることが認められました。

なお、契約事務等の一部については、事務執行上留意すべき事項が認められました。

ここで、監査結果に対する改善状況について申し上げます。

これまで述べてきた監査は、指摘した問題点が改善されてはじめて目的を達成します。このため、各局には、指摘を受けてどのように改善したかの報告を求めています。過去3年間に行った指摘等857件については、これまでに約85パーセントが改善されています。

このほかに、都民からの請求に基づき監査を行う住民監査請求が32件あり、その処理を行いました。

以上、この一年間に実施した監査について述べてまいりました。

監査の結果、総じて言えることは、組織内部のチェック体制が十分に機能していないために事務処理の誤りが発生しても見過ごされていた事例が多いことです。また、安易に前例が踏襲されるなど、問題意識を持

って職務を見直していない事例も見受けられました。管理者の皆様には、職場の様々な課題に即応できる高度な知識や能力を備え、都民サービスをさらに向上させる気概にあふれた職員の育成に努められるよう望みます。

昨今の経済状況の中で、都税収入は大幅に減少しており、今後も厳しい財政環境が想定されております。今まで以上に無駄を排し、効率的、効果的に事業を推進していかねばなりません。

私ども5名の監査委員は、都政が公正かつ効率的に運営されるよう、これからも、監査委員の使命を全力で果たしていく決意であることを申し上げ、報告を終わります。